Tax News Flash

April 2020

新型コロナウイルス(Covid-19)感染症に関する税制優遇措置

COVID-19感染症は、インドネシアのさまざまなセクターの経済の安定性と生産性に悪影響を及ぼす国家災害である。対策として、政府は感染症の悪影響を軽減し得る規程を含む下記規程を施行した。

- 法律代行政令（PERPPU-1）2020年第1号（2020年3月31日施行
- 新型コロナウイルスの影響を被った納税者への税制優遇措置に関する財務大臣規程No.23/PMK.03/2020（PMK-23）（2020年4月1日施行）

法律代行政令（PERPPU-1）における税務、関税の規程

1. 法人税率の引き下げ

開始年度	非上場一般企業の法人税率	IDX上場企業の法人税率[1]
2020-2021	22%	19%
2022 以降	20%	17%

2. e-コマース取引への課税

e-コマースによる取引には次の税が課される：

a. 非居住者からの無形商品の輸入や、サービス提供に関する付加価値税（VAT）は海外販売者、海外サービスプロバイダー、および/あるいは、財務省より指定された海外/国内e-コマースのプラットホームから徴収されなければならない。

b. インドネシアで重大な経済的影響力のある海外のe-コマース会社の恒久的施設（PE）とみなされることによる法人税。重大な経済的影響力の定義は、今後財務省によって公表されるが、以下により判断され得る。
   - » 連結総収入;
   - » インドネシアにおける売上高、および/あるいは
   - » インドネシアにおける利用者数

c. 租税条約の適用により上記ｂにおける恒久的施設（PE）としてみなされない場合、電子取引税がインドネシアの購買者/ユーザーへの売上に課される。

海外販売者/ e-コマースプラットフォームのプロバイダーは、上記の税金を納付・申告するために、インドネシアの代理人を任命する必要がある。 遵守しない場合、支払い遅延の罰則と行政処分、さらには海外販売者/ e-コマースプラットフォームプロバイダーのウェブサイトへのアクセスが停止される。

3. 下記税務手続きに関する文書の提出期限の延長

COVID-19による不可抗力期間[2]に期限を迎える下記税務上の手続きに関する期限が延長された：

税務上の手続き	延長期間
異議申立書の提出	当初期限から最長6ヶ月の延長
税務査定書発行後の税金還付	当初期限から最長1ヶ月の延長
» 過払税務査定書/納税不足査定書 （第17条B(1)）の発行 » 異議申立決定書の発行（第26条(1)） » 更正決定通知書の発行（第36条(1)）	当初期限から最長6ヶ月の延長

4. 税関手続き

財務省は、次の目的で輸入関税の免除または減税の権限を持つ：

- COVID-19感染症への対策、あるいは
- 国家経済および/または金融システムの安定性に対する脅威への対策

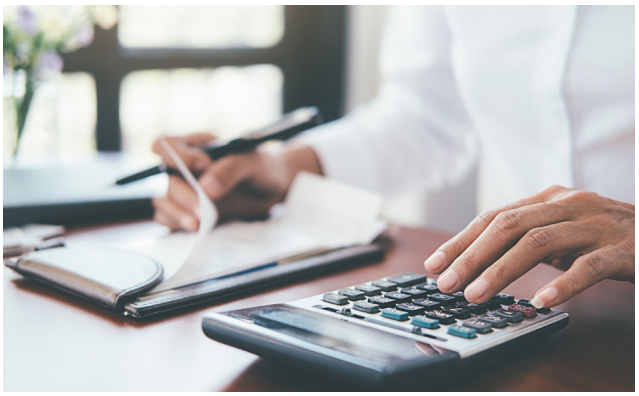

[1] インドネシア証券取引所で株式の少なくとも40%が取引され、特定の基準を満たしている有限責任会社
[2] インドネシア国家防災委員会（BNPB）の代表が決定

©2020 KPMG Advisory Indonesia、インドネシアの有限責任会社はKPMGネットワークに属する独立したメンバーファームであり、スイスの協同組合（cooperative)であるKPMG Internationalに加盟しています。著作権は弊社に所属します。

新型コロナウイルスの影響を受ける特定分野で事業を行う企業に対する税制優遇措置（PMK-23）

税種	税制優遇措置	課税期間	次のいずれかに該当する納税者に適用		国税総局オンラインウェブサイトを通じての通知/申請	実績レポート提出の要否*)
			PMK-23に記載されたKLUを保有[3]	KITE[4] を保有		
PPh 21	政府が負担	2020年4月～9月	付録 A	✓	はい	はい
PPh 22	免除	2020年9月30日まで	付録 F	✓	はい	はい
PPh 25	30%引下げ	2020年9月30日まで	付録 F	✓	はい	はい
VAT(付加価値税)	事前VAT還付	2020年4月～9月	付録 F	✓	いいえ	いいえ

*)納税者は、税制優遇措置に関する実績レポートを提出する必要がある。

1. 2020年4月から6月までの課税期間は、2020年7月20日まで
2. 2020年7月から9月までの課税期間は、2020年10月20日まで

1. 従業員の源泉所得税（PPh21）

政府は、下記従業員の2020年4月から9月分の源泉所得税（PPh21）を負担する：

- 適用条件を満たす雇用主から収入を受け取る者（上記の表を参照）
- 納税者番号（NPWP）を持つ者、そして
- 定収入が年2億ルピアを超えない者

適用条件を満たす納税者は、国税総局オンラインウェブサイトを通じて、この優遇措置を利用していることを税務署に通知する必要がある。

従業員の個人所得税（PPh21）が個人負担、あるいは雇用者負担に関わらず、従業員に支払わなければならない。従業員が享受した優遇措置は課税所得とみなされない。

2. 前払法人税（PPh22）

前払法人税（PPh22）は、適用条件を満たす納税者（上記の表を参照）に対して2020年9月30日まで免除され得る。

適用条件を満たす納税者は、国税総局オンラインウェブサイトからこの優遇措置を申請する必要がある。承認された場合、国税総局オンラインシステムより、発行日から2020年9月30日まで有効な免税決定書（Surat Keterangan Bebas / SKB）が発行される。

3. 予納所得税（PPh25）

適用条件を満たす納税者（上記の表を参照）は、2020年9月までの予納所得税（PPh25）が30%引下げられるが、国税総局オンラインウェブサイトを通じて、この優遇措置を利用することを税務局に通知する必要がある。

4. 付加価値税（VAT）

VAT申告書（修正を含む）が、最大50億ルピア（月額）の過払の状況で、2020年11月1日より前に提出された場合、政府は自動的に適用条件を満たした納税者（上記の表を参照）を低リスクとみなし、2020年4月度から9月度を対象期間として、事前VAT還付を行う。

[3]事業分類番号 *(KlasifikasiLapangan Usaha)*
[4]輸出目的の輸入便宜措置 *(KemudahanImporTujuanEkspor)*

©2020 KPMG Advisory Indonesia、インドネシアの有限責任会社はKPMGネットワークに属する独立したメンバーファームであり、スイスの協同組合（cooperative）であるKPMG Internationalに加盟しています。著作権は弊社に所属します。

KPMG コメント

- PERPPU-1およびPMK-23は、多くの納税者にキャッシュフローの緩和をもたらすだろう。 ただし、新しいソーシャル・ディスタンスの措置は、多くの中小企業の事業継続能力に大きな影響を与えるため、追加のアクションが必要になる場合がある。
- 法人税率の引下げおよびe-コマース取引の課税は、今年施行される予定であったオムニバス法案と同じ内容である。重要な違いは、PERPPU-1では電子取引税が導入されていることである。現在、この新しい種類の税に関する詳細情報はなく、そのため、特定の規程が施行されるまで待つ必要がある。この点において、インドネシアはデジタルサービス税/電子取引税で他の国に追従しており、デジタル税制に関するOECDの議論が完了するのを待ってはいない。
- 2020年4月30日の法人税申告期限については従来の方法での2カ月延長の他、簡易方式にて4月30日までに申告し、6月30日までに必要書類を提出する方法も認められる。ただし、税務局への通知が必要となる。
- 優遇措置の対象となる一部の納税者は、2018年度の法人税申告書に正しい事業分類（KLU）が記載されていない可能性がある。国税総局（DGT）が発行したFAQによると、税務申告がまだ税務調査対象となっていない場合、納税者は税務優遇措置を申請する前に、正しい事業分類（KLU）により2018年度法人税を修正申告する必要がある。 税務申告が既に税務調査となった/なっている場合、納税者はその事業分類（KLU）の更新依頼ができる。
- 2020年度に支払われる予納所得税（PPh25）の計算には注意が必要である。 2020年度の税率引下げの適用に加え、6か月の税制優遇措置の対象である場合、さらに30%の引下げが適用される。
- PMK-23には、署名された申請書のテンプレートが含まれており、税務局が承認/却下に必要な営業日数が示されている。一方で、実務上は国税総局はオンラインウェブサイトを通じてプロセスを自動化しており、納税者は申請する優遇措置を容易に選択でき、且つシステムから即座に承認を得ることができる。

©2020 KPMG Advisory Indonesia、インドネシアの有限責任会社はKPMGネットワークに属する独立したメンバーファームであり、スイスの協同組合（cooperative）であるKPMG Internationalに加盟しています。著作権は弊社に所属します。

詳細は、以下にお問合せください。

KPMG Advisory Indonesia
税務サービス
33rd Floor, Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話：+62 (0) 21 570 4888
ファックス：+62 (0) 21 570 5888

ジャパンデスク

三竿　祥之
KPMG Advisory Indonesia
Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏
Siddharta Widjaja & Rekan
Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

足立　陽子
KPMG Advisory Indonesia
Yoko.Adachi@kpmg.co.id

ローカル責任者

Abraham Pierre
Partner In Charge, Tax Services
Abraham.Pierre@kpmg.co.id

kpmg.com/id

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものでは ありません。私たちは、 的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。 何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバ イスをもとにご判断ください。

©2020 KPMG Advisory Indonesia、インドネシアの有限責任会社はKPMGネットワークに属する独立したメンバーファームであり、スイスの協同組合（cooperative）であるKPMG Internationalに加盟しています。著作権は弊社に所属します。

KPMGの名称、ロゴは登録されたKPMG Internationalの商標です。